

平成19年(行ウ)第474号 分限免職処分取消請求事件

原告 疋田哲也

被告 東京都

原告準備書面(7)

2009年(平成21年)10月28日

東京地方裁判所民事第11部 御中

原告 疋田哲也 印

上記訴訟代理人弁護士 津田玄児 印

同 福島晃 印

第1 本件分限免職についての手続違反に関する主張の補充

- 1 原告は、これまでも本件分限免職処分の発令においては、その手続き上、告知聴聞の機会が保障されていなかったとか、資質向上のための研修成果が無視されているなどと、手続上の問題を主張してきた。

このたび、教職員の分限免職に対する文部科学省自身の指針を入手したので、文科省の指針に照らしても、本件分限免職処分が如何に手続を履践されていないかを整理して述べる。

- 2 文部科学省のホームページに掲載されている「指導が不適切な教員に対する

人事管理のガイドライン」(甲202)によれば、教員等に対して分限免職処分をなすには、以下の手続が必要とされている。

学校長からの市教委への報告・市教委から都教委への申請

都教委が専門家から意見聴取

都教委において、対象者本人から意見聴取の機会

都教委による不適切教員の認定

指導改善研修

さらに専門家からの意見聴取

さらに対象者本人から意見聴取の機会

研修成果を踏まえて都教委による指導の改善の程度に関する認定

認定内容により、・復帰

・再受講

・分限免職，免職・採用（行政職への採用）等

3 しかしながら、原告に対する本件分限免職処分においては、上記各手続については、

学校長からの市教委への報告・市教委から都教委への申請

については行なわれたか不明。

都教委が専門家から意見聴取

についてはおそらく行なわれていない。

都教委において、対象者本人から意見聴取の機会

原告からの聴取は、「事故調査」としてはあったが、分限手続に対するものとしての意見聴取の機会は無かった。

都教委による不適切教員の認定

についてはおそらく行なわれていない。

指導改善研修

については行なわれている。

さらに専門家からの意見聴取
についてはおそらく行なわれていない。

さらに対象者本人から意見聴取の機会
については全く行なわれていない。特に分限免職を踏まえた意見聴取は全く行
なわれていない。

研修成果を踏まえて都教委による指導の改善の程度に関する認定
についても行なわれていない。原告に対する研修成果は、都教委においては何
人たりとも如何なる検討もしていない。

認定内容により、
・ 復帰
・ 再受講
・ 分限免職，免職・採用（行政職への採用）等

については、漫然と分限免職が選択されただけであり、復帰・再受講・更には、
教職員としての復帰がたとえ無理だとしても行政職への採用の可能性が全く検
討されていない。

- 4 特に、上記 の手続については、不適格教員との認定がされても、都教委と
しては、対象者が退職を選択しなければ「行政職員への転職選択（転職選考の
受験）」をすることとされ。合格すれば都職員として採用することとされてい
る（甲205、「指導力不足教員への対応について（概要）」）。

しかしながら、本件においては、原告に対しては、上記のような行政職員へ
の転職採用の機会すら一切与えられないまま、いきなり分限免職処分が発令さ
れており、東京都自身の策定する指針すら遵守されていない。

なお、本件同様の公立学校教員の分限免職を取り消した岡山地裁のケース
（甲207、岡山地裁平成19年（行ウ）第13号処分取消請求事件。平成2
1年1月27日判決）では、教職員としての適格性がないとしても「転職可能
な他の職も含めてこれらの全ての職についての適格性」の検討をしないまま発
令された分限免職処分は違法であり取り消されるものと判示した（判決書45

頁以下)。

- 5 したがって、原告に対する本件分限免職処分は、文部科学省や東京都教委自身が定める分限免職処分発令に当たって要求した手続すら守られておらず、看過し得ない重大な手続上の違法があるものとして当然に無効、または当然に取り消されるべきものである。

以 上